

佐井村国土強靱化地域計画

付属資料1

「起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)」ごとの対応方策

令和3年3月

佐 井 村

目 次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 人命の保護が最大限図られること		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	8
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水	13
1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生	18
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	22
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	24
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	27
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	32
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	34
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	38
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	40
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	42
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	46
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	48
3-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	51
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	53
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	56
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止	58
4-4	食料等の安定供給の停滞	60

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	62
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	64
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	65
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	67
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	69
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	71
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	73
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	74
6-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	76
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	77
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	78
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	80
7-4	幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	82

重点項目

取組施策の対応 A：5年以内に実施
 B：10年以内に実施
 C：それ以外

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること								
リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や 老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避 難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災 力の向上を図る。				
番号	現在の取組・施策	再 掲	脆弱性評価	重点 項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【住宅・病院・学校等の耐震化・老朽化対策】								
1	<住宅の耐震化・老朽化対策> 住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等を支援する制度や有利な融資制度の周知に努めている。		平成30年1月時点での住宅の耐震化率は32.4%と低く、耐震化が行われていない住宅があり地震の際には倒壊等の危険が生じるため耐震を促進する必要がある。	A	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を検討する。	県 村	○住宅の耐震化率 32.4%【H31】 95.0%【R7】	産業建設課
2	<大規模建築物の耐震化・老朽化対策> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者への被害拡大を防ぐため、大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		現時点の大規模建築物の耐震化率は100%であるが、施設の老朽化が進んでいるため、老朽化対策に取り組み計画的な修繕を実施する必要がある。	B	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等へ補助を検討する。	県 村	○特定建築物の耐震化率 100.0%	総務課 産業建設課
3	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		耐震化率100%を達成しているものの築年数が20年を超えているため長寿命化計画に沿って計画的な修繕をする必要がある。	C	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。	村	○村営住宅等の耐震化率 100.0%	産業建設課
4	<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	初掲	旧耐震基準の診療所があることから、病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。	B	引き続き、県と連携し、耐震化されていない診療所の耐震改修等を促進する。併せて今後の存続も含め、協議・検討を行う。	県 村	○診療所等の耐震化率(2施設) 100.0%	住民生活課
5	<社会福祉施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に、指定避難所及び福祉避難所となっている施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	初掲	高齢者生活福祉センターは、平成5年に設立されており近年、施設設備等の改修工事が増加しているため、耐震化を実施し施設全体の老朽化対策をする必要である。	B	県及び村は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 村	○高齢者生活福祉センター耐震化率 100.0%	福祉健康課

リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
6	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		全ての学校施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。	B	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。	村	○学校等の耐震化率 100.0%	教育委員会
7	<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。		被災建築物の応急危険度判定士や被災宅地の危険度判定士には必要な資格があり、判定できる人が限られてくるため応援に頼らざるを得ない。 円滑に判定活動を実施するために、県と連携し具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定士を効率的に管理・配置する判定コーディネーターが必要となるため育成を図る必要がある。	B	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県 村		総務課 産業建設課
8	<ブロック塀等の安全対策> 村が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施しており、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。		公立施設、学校施設、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等について、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を進める必要がある。	A	安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施する他、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。	県 村		総務課 福祉健康課 教育委員会
9	<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進する。		文部科学省の通知等に基づき、建築士等の有資格者による専門的・技術的点検を実施し、耐震性の確保に努めていく必要がある。	B	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。	県 村	○学校等の耐震化率 100.0%	教育委員会
10	<文化財の防災対策の推進> 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。		文化財建造物は耐震性が十分でない可能性が高く、火災に弱いことから、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備などの強化を推進していく必要がある。	B	県と連携し、文化財を災害、火災から守るため、防災訓練、消火訓練を定期的実施し、危機管理意識を強化する。	県 村		教育委員会

リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】								
11	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 村所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	初掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、佐井村公共施設等総合管理計画に反映されている基礎資料を基に、単に「更新」、「修繕」にとどまらず、「継続」、「建替」、「転用」はもとより、更に踏み込んだ「統合」、「移設」、「民間委託」、「休止」、「廃止・解体」について、長寿命化等を計画的に最適化検討する必要がある。	B	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	村		総務課 産業建設課
12	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	初掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。	B	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	村		総務課
13	<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	初掲	村管理の4漁港の老朽化対策については、H30から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行う。	A	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	機能保全工事について、対策工事が 必要な漁港 2漁港	産業建設課
14	<ため池の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	初掲	村にあるため池(1箇所)については、現在農業用としての利用はない。ため池下流に国道や人家があり、地域防災上のリスクを伴うため、廃止する方向である。	A	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 村		産業建設課
【市街地の防災対策】								
15	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	初掲	村内各地区での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線街路の整備を推進する必要がある。	B	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 村		産業建設課

リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【道路施設の防災対策】								
16	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	初掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
17	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	初掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
18	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	初掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
【空き家対策】								
19	<空き家対策> 大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、空家等の適正管理に関する条例を制定するなど、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。		大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞、火災発生時等の課題があることから、倒壊等の恐れがある危険な空き家(特定空き家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。	B	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の実態調査や適正管理・利活用を促進するためのサポート体制構築などを行う。	県 村	○空き家数 150件【H28年度】	総合戦略課
【防火対策・消防力強化】								
20	<防火対策> 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。 また、住宅用火災警報器の設置を推進している。		火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。	C	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 村		総務課

リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
21	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	初掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	B	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。</p>	県 村		総務課
22	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	初掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村		総務課
【避難所の指定・確保】								
23	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	初掲	令和2年4月現在で33箇所の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。	A	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定及び見直しを進める。	村		総務課
24	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p> <p>令和2年4月時点で、福祉避難所は2施設を指定している。</p>	初掲	大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、福祉避難所の拡大に務める必要がある。	A	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	村		総務課

リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
25	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	初掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路、避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。	A	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の实情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 村		総務課
26	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	初掲	安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 また、高齢者福祉センターは、河川が近いため避難場所としての指定についても検討する必要がある。	B	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県 村	○高齢者生活福祉センター耐震化率 100.0% ○学校等の耐震化率 100.0%	福祉健康課 教育委員会
【避難行動支援】								
27	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	初掲	担当者が約半年毎に登録台帳を最新にする必要がある。更新を忘れる可能性があるため、確実に更新するよう指導が必要である。	B	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、担当職員等による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	福祉健康課
28	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p>	初掲	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	B	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。 また、関係団体等に避難行動要支援者名簿を提供して活用していく。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
29	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	初掲	自主防災組織の組織率は令和2年4月現在で100%であり、今後も維持継続していく。	C	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施していく。	県村		総務課
30	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	初掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。	C	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県村		総務課
31	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に防災訓練を実施している。	初掲	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。	C	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県村		総務課
32	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	初掲	大規模災害時において、村と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、町内会や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。	B	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進める。	県村		総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること								
リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の強化、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる住民の防災意識の向上を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【津波防災施設の整備】								
1	<津波防災施設の整備> 津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。 また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。		堤防や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。	B	現在の施設の状況を踏まえ、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。 また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定のうえ、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	県村	村管理 漁港海岸保全施設の長寿命化計画 令和2年度まで	産業建設課
2	<海岸陸間の管理体制の強化> 海岸陸間等の安全かつ確実な操作のため、操作規則を策定している。 災害発生時における陸間等の操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、遠隔操作化を推進している。		陸間の操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。	C	陸間等の統一的操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。また、港湾においては陸間等の遠隔化・自動化が行われていないことから、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。	県村	(漁港) 市町村と管理委託協定の締結 磯谷地区 矢越地区 陸間の廃止 1カ所	産業建設課
【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】								
3	<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	初掲	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。	C	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県村		産業建設課
【警戒避難体制の整備】								
4	<津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。		ハザードマップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更された場合は適宜更新していく必要がある。	A	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を修正する。	村		総務課

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<p><漁船避難ルールづくりの促進> 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>		<p>津波発生時、漁船が沖出避難する場合の可否等の地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>	B	<p>漁業者による自主的なルール作りが進むよう、津波予測に基づく指導・助言等、県が実施する取組に引き続き協力をしていく。</p>	県 村		産業建設課
【避難所の指定・確保】								
6	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>令和2年4月現在で33箇所の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>	A	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	村		総務課
7	<p><福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。 令和2年4月時点で、福祉避難所は2施設を指定している。</p>	1-1 より 再掲	<p>大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、福祉避難場所の拡大に務める必要がある。</p>	A	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。</p>	村		総務課
【避難場所の指定・確保】								
8	<p><防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路、避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>	A	<p>引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	県 村		総務課

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
9	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 より 再掲	安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 また、高齢者福祉センターは、河川が近いため避難場所としての指定についても検討する必要がある。	B	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県 村	○高齢者生活福祉センター耐震化率 100.0% ○学校等の耐震化率 100.0%	福祉健康課 教育委員会
【避難行動支援】								
10	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 より 再掲	担当者が約半年毎に登録台帳を最新にする必要がある。更新を忘れる可能性があるため、確実に更新するよう指導が必要である。	B	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課
11	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。	1-1 より 再掲	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方があることから、策定を推進する必要がある。	B	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。 また、関係団体等に避難行動要支援者名簿を提供して活用していく。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課
【消防力の強化】								
12	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	B	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 村		総務課
13	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村		総務課

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
14	<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。		津波災害だけでなく、他の災害にも対応できるマニュアルを策定するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。	B	災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進する。	村		総務課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
15	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より再掲	自主防災組織の組織率は令和2年4月現在で100%であり、今後も維持継続していく。	C	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施していく。	県 村		総務課
16	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。	C	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 村		総務課
17	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に防災訓練を実施している。	1-1 より再掲	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。	C	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 村		総務課
18	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より再掲	大規模災害時において、村と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、町内会や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。	B	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進める。	県 村		総務課

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

リスクシナリオ 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【津波防災地域づくりの推進】								
19	<津波防災地域づくりの推進> 国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。		津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生活しているため、津波防災地域づくりを推進していく必要がある。	B	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。	県 村		総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること								
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ため池等の防災対策の推進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる防災意識の向上等を図る。						
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【河川改修等の治水対策】								
1	<河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を行っている。		大雨等により、河川の氾濫・浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。	C	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	県 村		産業建設課
【河川・ため池等の防災対策】								
2	<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	1-2 より 再掲	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。	C	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県 村		産業建設課
3	<内水危険箇所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、道路側溝の改修・維持管理を行っている。		内水による家屋の浸水被害防止と被害軽減を図るため、道路側溝の改修・維持管理を行い、浸水対策を進める必要がある。	C	内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。	村		産業建設課
4	<ため池の防災対策> ため池管理者が管理しているため池について、将来、廃止したい旨を確認。村としては定期的に点検等を実施している。	初掲	村にあるため池(1箇所)については、現在農業用としての利用はない。ため池下流に国道や人家があり、地域防災上のリスクを伴うため、廃止する方向である。	A	ため池管理者が管理しているため池について、青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、将来、廃止するため、県と連携を図りながら今後必要となる対策を講じるが、村としては引き続き、定期的な点検等を継続し防災対策に努める。	村		産業建設課
5	<農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		老朽化により本来の機能が失われ、脆弱化した農業用排水路等があることから、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。	A	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 村		産業建設課
6	<海岸保全施設の整備> 波浪・高潮等による浸水被害を防止するため、砂浜の浸食対策として海岸保全施設を整備している。		堤防や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。	A	高潮の被害から背後地を守るため、地元自治体や住民の意向を確認しながら、防潮堤等の整備を検討している。	県 村	村管理 漁港海岸保全施設の長寿命化計画 令和2年度まで	産業建設課

リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【警戒避難体制の整備】								
7	<洪水ハザードマップの作成> 洪水発生時における住民等の迅速な非難を確保し、被害軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成している。		洪水ハザードマップは、水位周知河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表されていることから、当該区域を基に洪水ハザードマップを修正する必要がある。	A	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを修正し、住民等に配布・周知する。	村		総務課
8	<内水ハザードマップの作成> 内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップの作成を検討している。		内水浸水が発生する可能性がある区域について調査し、ハザードマップ作成について検討していく必要がある。	B	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。	村		総務課
9	<避難勧告等発令体制の整備> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。		災害のおそれがある場合は、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。	B	災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。 また、洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。	県 村		総務課
10	<避難勧告等の発令基準の見直し> 村から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。		国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直ししていく必要がある。	B	国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	村		総務課
11	<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。	初掲	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災行政無線、避難状況を確認できるIP告知端末、村の情報発信をしているサイボード、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。	C	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 村		総務課

リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
12	<p><県・村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	初掲	<p>県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	B	<p>災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 村		総務課
【避難場所の指定・確保】								
13	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>令和2年4月現在で33箇所の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>	A	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	村		総務課
14	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p> <p>令和2年4月時点で、福祉避難所は2施設を指定している。</p>	1-1 再掲	<p>大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるように、福祉避難場所の拡大に務める必要がある。</p>	A	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。</p>	村		総務課
15	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路、避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>	A	<p>引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の实情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	県 村		総務課

リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
16	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 より 再掲	安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 また、高齢者福祉センターは、河川が近いため避難場所としての指定についても検討する必要がある。	B	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県 村	○高齢者生活福祉センター耐震化率 100.0% ○学校等の耐震化率 100.0%	福祉健康課 教育委員会
【避難行動支援】								
17	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 より 再掲	担当者が約半年毎に登録台帳を最新にする必要がある。更新を忘れる可能性があるため、確実に更新するよう指導が必要である。	B	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課
18	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。	1-1 より 再掲	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	B	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。 また、関係団体等に避難行動要支援者名簿を提供して活用していく。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課
【消防力の強化】								
19	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	B	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 村		総務課
20	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村		総務課

リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
21	<水防災意識社会再構築ビジョンの取組> 堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え避難行動・水防活動等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。		「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。	B	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に進めるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県が管理する二級河川に拡大していく。	国 県 村		総務課
22	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。	C	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 村		総務課
23	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	大規模災害時において、村と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、町内会や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。	B	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進める。	県 村		総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること								
リスクシナリオ 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対策方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】								
1	<土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、村において土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		土砂災害ハザードマップを最新データに修正し、平時から、災害発生時における警戒避難に繋がる体制を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。	A	引き続き土砂災害ハザードマップの修正等について、県の協力を受けて、住民に対する、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県 村		総務課
2	<避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害に関して、避難勧告等の具体的な発令基準を村地域防災計画に定めている。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。	B	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。	村		総務課
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】								
3	<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	初掲	砂防未指定区域があることから、県へ要望し砂防区域の新規指定を目指す必要がある。また、砂防関係施設の整備を継続的に実施していく必要がある。	C	災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県 村		産業建設課
4	<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	初掲	砂防関係施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化対策を図る必要がある。	C	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県 村		産業建設課

リスクシナリオ 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【農山村地域における防災対策】								
5	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	初掲	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩落防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>	C	<p>荒地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状態を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	村		産業建設課
6	<p><ため池の防災対策></p> <p>ため池管理者が管理しているため池について、将来、廃止したい旨を確認。村としては定期的に点検等を実施している。</p>	1-3より再掲	<p>村にあるため池(1箇所)については、現在農業用としての利用はない。ため池下流に国道や人家があり、地域防災上のリスクを伴うため、廃止する方向である。</p>	A	<p>ため池管理者が管理しているため池について、青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、将来、廃止するため、県と連携を図りながら今後必要となる対策を講じるが、村としては引き続き、定期的な点検等を継続し防災対策に努める。</p>	村		産業建設課
【避難場所の指定・確保】								
7	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1より再掲	<p>令和2年4月現在で33箇所の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>	A	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	村		総務課
8	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p> <p>令和2年4月時点で、福祉避難所は2施設を指定している。</p>	1-1より再掲	<p>大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるように、福祉避難場所の拡大に務める必要がある。</p>	A	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。</p>	村		総務課

リスクシナリオ								
1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
9	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路、避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。	A	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の实情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 村		総務課
10	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 より 再掲	安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 また、高齢者福祉センターは、河川が近いため避難場所としての指定についても検討する必要がある。	B	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県 村	○高齢者生活福祉センター耐震化率 100.0% ○学校等の耐震化率 100.0%	福祉健康課 教育委員会
11	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、村が所有する施設では津軽海峡文化館アルサスのみ、Wi-Fiサービスを提供している。</p>	初掲	各避難所となる集会施設等にはWi-Fi利用環境は整っておらず、また、観光施設、宿泊施設等においてもWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。	B	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	村		総務課
【避難行動支援】								
12	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 より 再掲	担当者が約半年毎に登録台帳を最新にする必要がある。更新を忘れる可能性があるため、確実に更新するよう指導が必要である。	B	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課
13	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p>	1-1 より 再掲	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方があることから、策定を推進する必要がある。	B	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。 また、関係団体等に避難行動要支援者名簿を提供して活用していく。	村	○避難行動要支援者 39名 【R2.12月末現在】	総務課 福祉健康課

リスクシナリオ 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【消防力の強化】								
14	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	B	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。</p>	県 村		総務課
15	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村		総務課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
16	<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、県と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災訓練等を実施している。</p>		土砂災害の危険地区が十分に周知されていないことや土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。	B	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	村		総務課
17	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	自主防災組織の組織率は令和2年4月現在で100%であり、今後も維持継続していく。	C	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施していく。	県 村		総務課

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1 - 5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること								
リスクシナリオ 1 - 5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備、除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防雪施設の整備】								
1	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。		路面凍結により道路状況が悪化する箇所があることから、箇所と状況を把握し、整備を進める必要がある。	A	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県村		産業建設課
【道路交通の確保】								
2	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。	A	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県村		産業建設課
3	<立往生車両の未然防止> 豪雪時等の異常気象による立往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。		災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐にわたるため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。	C	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	県村		産業建設課
【代替交通手段の確保】								
4	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	初掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図る必要がある。	B	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県村		総務課

リスクシナリオ 1 - 5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【情報通信の確保】								
5	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、村が所有する施設では津軽海峡文化館アルサスのみ、Wi-Fi サービスを提供している。	1-4 より再掲	各避難所となる集会施設等にはWi-Fi利用環境は整っておらず、また、観光施設、宿泊施設等においてもWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。	B	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	村		総務課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
6	<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。		雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。 また、道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害の発生を防止するため、広報誌やホームページ、サイボードを通して協力依頼をしていく必要がある。	C	住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する。	村		総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること								
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【行政情報連絡体制の強化】								
1	<p><県・村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 再掲	<p>県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	B	<p>災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 村		総務課
【住民等への情報伝達の強化】								
2	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	1-3 再掲	<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、防災行政無線、避難状況を確認できるIP告知端末、村の情報発信をしているサイボード、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p>	C	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 村		総務課
3	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、村が所有する施設では津軽海峡文化館アルサスのみ、Wi-Fiサービスを提供している。</p>	1-4 再掲	<p>各避難所となる集会施設等にはWi-Fi利用環境は整っており、また、観光施設、宿泊施設等においてもWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。</p>	B	<p>災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。</p>	村		総務課
4	<p><障がい者等に対するICT活用支援></p> <p>障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、防災行政無線、IP告知システム及びサイボードにより音声と画像にて避難情報を発信している。</p>		<p>障がい者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報が得られにくい、避難情報が障がい者に確実に伝わるよう、ICT機器の障がい者向け機能の活用を図る必要がある。</p>	C	<p>障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に情報伝達するため、伝達手段や体制について検討する。</p>	県 村		総務課

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<障がい者等に対する避難情報伝達> 障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、防災行政無線等で周知している。		健常者、障がい者にかかわらず、画像と音声を活用したわかりやすい避難情報の提供が必要である。	B	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、防災行政無線での周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	村		総務課
6	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、津軽海峡文化館アルサスにおいてWi-Fiサービスを提供している。		村が管理する施設等のWi-Fi利用環境を整備するとともに、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。	B	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	村		総務課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
7	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。	C	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 村		総務課
8	<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ホームページや防災訓練等を通じて普及啓発を行っている。		災害時に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。	B	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 また、引き続き、広報やホームページ、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 村		総務課
9	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 再掲	大規模災害時において、村と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、町内会や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。	B	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進める。	県 村		総務課

リスクシナリオ 1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う 多数の死傷者の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】								
10	<防災教育の推進> 児童生徒の防災意識を育成するため、各校で避難訓練等は実施しているものの、特段防災教育を実施していない。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害県連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。	B	各学校において、適切な防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図る。	村		総務課 教育委員会
11	<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。	A	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	村		教育委員会

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること								
リスクシナリオ 2 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【支援物資等の供給体制の確保】								
1	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫に備蓄を進めている。</p> <p>また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び村では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。</p>	初掲	<p>住民に対して、家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。</p> <p>また、村内における商店等と支援物資の供給に関する協定を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>	C	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県 村		総務課
2	<p><災害発生時の物流インフラの確保></p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。</p>		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などの影響で物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。	B	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県 村		産業建設課
3	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。</p> <p>また、村、青森県石油商業組合下北支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。</p>	初掲	災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。	C	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 村		総務課
4	<p><避難所等への燃料供給の確保></p> <p>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、(一社)青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>	初掲	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、(一社)青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。	C	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	村		総務課

リスクシナリオ 2 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<p><避難所における水等の確保></p> <p>災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者(市町村等)において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。</p> <p>また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。</p>		物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。	C	<p>災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、県民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、県民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。</p> <p>また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。</p>	県 村	日本水道協会青森県支部による水道災害相互応援協定により県内水道事業者の相互応援協定締結済	産業建設課
6	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	初掲	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>	A	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	村		総務課
7	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	初掲	<p>協定に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>	A	<p>物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。</p>	村		総務課

リスクシナリオ 2 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
8	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>		<p>災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。</p>	A	<p>在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。</p> <p>透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。</p>	村		総務課 福祉健康課
9	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		<p>災害時に救護班が利用できる医薬品等の確保に向けて、近隣の業者との協定や関係機関との連携を図る必要がある。</p>	B	<p>災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。</p>	村		総務課 福祉健康課
【水道施設の防災対策】								
10	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	初掲	<p>現状の水道管渠は、当時は耐震管であったが現在においては耐震管ではないことから、早期に改修計画を策定し改修する必要がある。</p>	B	<p>災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。</p>	村	<p>基幹管路の耐震化率0%</p> <p>【H2～6石綿管 VP入替・当時の耐震管】</p>	産業建設課
11	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	初掲	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水等を確保するため、災害備蓄用給水資材の確保・拡充を進める必要がある。</p>	A	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。</p>	村	<p>給水タンク（1㎡）2台 給水缶（20L）50個 給水バック（6L） 総務課 1,000枚 産業建設課 100枚</p>	総務課 産業建設課
12	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>	初掲	<p>災害時に水道施設や管路に被害が発生した場合、施設の速やかな復旧を図るため災害用水道資材の事前確保が必要である。</p>	A	<p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。</p>	村	<p>給水タンク（1㎡）2台 給水缶（20L）50個 給水バック（6L） 総務課 1,000枚 産業建設課 100枚</p>	産業建設課

リスクシナリオ 2 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【道路施設の防災対策】								
13	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
14	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
15	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
16	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	初掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課
【漁港の防災対策】								
17	<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 より 再掲	村管理の4漁港の老朽化対策については、H30から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行う。	A	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	機能保全工事について、対策工事が 必要な漁港 2 漁港	産業建設課

リスクシナリオ 2 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【食料生産体制の強化】								
18	<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p> <p>漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。</p>	初掲	<p>農業については、水稻、野菜、畑作物等の農業生産が行われており、災害発生時においても農産物の確保のため、生産体制の強化を図る必要がある。また、農地中間管理機構を活用した農地貸借によって荒廃農地の再生利用の取組を図る必要がある。</p> <p>漁業については、急な水揚量の増加は見込めないことから、養殖業を取り組むことにより、供給の安定化を図る必要がある。</p>	A	<p>農業については、転作等により生産体制の強化と農地中間管理機構を活用した荒廃農地の再生利用を図る。</p> <p>漁業については、養殖業等により水揚量の増加を図る。</p>	村		産業建設課
19	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>		<p>安定した農業生産を確保するため、平時から農業用水路の維持管理が必要である。</p> <p>また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>	A	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県 村	漁港施設の機能保全計画策定漁港4漁港	産業建設課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること								
リスクシナリオ 2.2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、代替え交通・輸送手段の確保、道路施設の防災対策を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【集落の孤立防止対策】								
1	<p><集落の孤立防止対策></p> <p>災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。</p> <p>この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>		<p>防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれのある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。</p>	B	<p>災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。</p>	県村		総務課 産業建設課
【孤立集落発生時の支援体制の構築】								
2	<p><孤立集落発生時の支援体制の確保></p> <p>孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。</p>		<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>	B	<p>県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。</p>	県村		総務課 産業建設課
【代替交通・輸送手段の確保】								
3	<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。</p>	1-5 再掲	<p>災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図る必要がある。</p>	B	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。</p>	県村		総務課
4	<p><代替輸送手段の確保></p> <p>海に面する当村の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るための水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。</p>	初掲	<p>村管理の4漁港の老朽化対策については、H30から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行う。</p>	A	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。</p>	県村	機能保全工事について、対策工事が 必要な漁港 2 漁港	産業建設課

リスクシナリオ 2.2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【情報通信の確保】								
5	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、村が所有する施設では津軽海峡文化館アルサスのみ、Wi-Fi サービスを提供している。	1-4 より再掲	各避難所となる集会施設等にはWi-Fi利用環境は整っておらず、また、観光施設、宿泊施設においてもWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。	B	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	村		総務課
【道路施設の防災対策】								
6	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
7	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
8	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
9	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること								
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態				【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 自衛隊、警察、海保等の被災により救助・救急活動等が実施できない事態を防ぐため、防災関連施設や公共施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関の連携強化、災害応援・救援物資等の受入体制の確保、防災訓練の推進や自主防災組織の活性化による地域防災力の向上等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】								
1	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。	B	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	村		総務課
【災害警備本部機能の強化】								
2	<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	初掲	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。	B	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	村		総務課
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】								
3	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。		これまでに緊急消防援助隊の受け入れを行ったことが無いため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。	B	災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 村		総務課
4	<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		これまでに航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。	B	大規模災害発生時に円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。	県 村		総務課

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<医療従事者確保に係る連携体制> 村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム(DMAT)の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	初掲	災害発生時の医療活動を総合調整する県と連携を強化する必要がある。	B	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	村		住民生活課
6	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	初掲	近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	B	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	村		総務課
7	<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	初掲	災害対策本部運営や防災関係機関との連携に関する図上訓練について検討・実施していく必要がある。また、職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。	B	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	村		総務課
【救急・救助活動の体制強化】								
8	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	B	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 村		総務課

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
9	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村		総務課
10	<救急・救助活動等の体制強化> 災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。 また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。 また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を發揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。	B	災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を發揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	村		総務課
【支援物資等の供給体制の確保】								
11	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。	A	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	村		総務課
12	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より再掲	協定に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	A	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	村		総務課

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】								
13	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。	C	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 村		総務課
14	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に防災訓練を実施している。	1-1 より 再掲	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。	C	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 村		総務課
15	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の組織率は令和2年4月現在で100%であり、今後も維持継続していく。	C	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施していく。	県 村		総務課
16	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	大規模災害時において、村と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、町内会や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。	B	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進める。	県 村		総務課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること								
リスクシナリオ 2 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両に対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策、道路施設の防災対策の推進を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】								
1	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。</p> <p>また、村、青森県石油商業組合下北支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。</p>	2-1 より 再掲	災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。	C	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 村		総務課
2	<p><緊急車両等への燃料供給の確保></p> <p>災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合下北支部と優先供給に係る協定を締結している。</p>		災害発生時において、緊急車両等への燃料供給を確保するため、青森県石油商業組合下北支部との連携体制を維持する必要がある。	B	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	村		総務課
【道路施設の防災対策】								
3	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
4	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
5	<p><村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

リスクシナリオ 2 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
6	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること								
リスクシナリオ 2 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足				【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、帰宅困難者の避難・輸送体制の強化、支援物資等の供給体制の確保を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 （今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標 （参考値）	担当課
【支援物資等の供給体制の確保】								
1	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫に備蓄を進めている。</p> <p>また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び村では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。</p>	2-1 より 再掲	<p>住民に対して、家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。</p> <p>また、村内における商店等と支援物資の供給に関する協定を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>	C	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県 村		総務課
2	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水等を確保するため、災害用備蓄用給水資材の確保・拡充を進める必要がある。</p>	A	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	村	<p>給水タンク（1m³）2台</p> <p>給水缶（20L）50個</p> <p>給水バック（6L）</p> <p>総務課 1,000枚</p> <p>産業建設課 100枚</p>	<p>総務課</p> <p>産業建設課</p>
3	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>	A	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	村		総務課
4	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	2-1 より 再掲	<p>協定に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>	A	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	村		総務課

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

リスクシナリオ 2 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 （今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標 （参考値）	担当課
【情報伝達の強化】								
5	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、津軽海峡文化館アルサスにおいてWi-Fiサービスを提供している。	1-6 より再掲	村が管理する施設等のWi-Fi利用環境を整備するとともに、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。	B	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	村		総務課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること								
リスクシナリオ 2 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化・老朽化対策を推進、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化及び道路施設の防災対策の推進を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【病院・福祉施設等の耐震化・老朽化対策】								
1	<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	1-1 再掲	旧耐震基準の診療所があることから、病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。	B	引き続き、県と連携し、耐震化されていない診療所の耐震改修等を促進する。併せて今後の存続も含め、協議・検討を行う。	県 村	○診療所等の耐震化率（2施設） 100.0%【R2】	住民生活課
2	<社会福祉施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に、指定避難所及び福祉避難所となっている施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 再掲	高齢者生活福祉センターは、平成5年に設立されており近年、施設設備等の改修工事が増加しているため、耐震化を実施し施設全体の老朽化対策をする必要である。	B	県及び村は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 村	○高齢者生活福祉センター耐震化率 100.0%	福祉健康課
【災害発生時における医療提供体制の構築】								
3	<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、病院としての適切な医療行為を確保するため、病院災害対策マニュアルの整備を行うとともに、BCP（事業継続計画）を作成し対応を検討している。 また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めている。		関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。 また、大規模災害が発生した場合は、村の救護班のみでは人員不足が生じるため、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。	B	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。 また、大規模災害発生時に村の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。	村		住民生活課
4	<医療従事者確保に係る連携体制> 村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	2-3 再掲	災害発生時の医療活動を総合調整する県と連携を強化する必要がある。	B	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	村		住民生活課

リスクシナリオ 2 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<p><広域搬送の体制の確保></p> <p>災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。</p>		<p>多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。</p>	C	<p>広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等を実施する。</p>	県村		住民生活課
6	<p><お薬手帳の利用啓発></p> <p>災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「お薬手帳」の普及啓発を行っている。</p>		<p>持病者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成や携行について啓発をしていく必要がある。</p>	C	<p>災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。</p>	県村		福祉健康課
【避難者の健康対策】								
7	<p><避難所外避難者の対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>		<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。</p> <p>また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>	B	<p>引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。</p> <p>また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。</p>	県村		総務課 福祉健康課
8	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>		<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>	B	<p>災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うとともに広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。</p>	県村		総務課 福祉健康課

リスクシナリオ 2 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【要配慮者への支援等】								
9	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>		<p>県が進めているD C A T派遣体制整備に向けて、県が主催する研修や会議に参加するとともに、県の取組みに協力する必要がある。</p>	B	<p>県のD C A T派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	県村		総務課 福祉健康課
10	<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。</p>		<p>避難所では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>	B	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。</p>	村		総務課
11	<p><心のケア体制の確保></p> <p>心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>		<p>被災時は平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が現れる可能性があるため、災害時のストレスに対応した方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。</p>	B	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（D P A T）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p>	県村	<p>ストレスが溜まっている人の割合を減少 ストレス解消法を持っている人の増加</p>	福祉健康課
12	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、津軽海峡文化館アルサスにおいてWi-Fiサービスを提供している。</p>	1-6 より再掲	<p>村が管理する施設等のWi - F i 利用環境を整備するとともに、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>	B	<p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。</p>	村		総務課

リスクシナリオ 2 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
13	<p><動物救護対策></p> <p>地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。</p>		<p>ペットの飼養に関する正しい知識が十分でない場合、同行避難や、避難所での正しい飼養が難しくなるため、平時からペットの正しい知識の習得や災害時におけるの行動について、普及啓発を図る必要がある。</p>	C	<p>災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。</p> <p>また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。</p>	県 村	<p>犬の登録件数 7 9 頭 【R3.1末時点】</p>	福祉健康課
【道路施設の防災対策】								
14	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	B	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県 村		産業建設課
15	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	B	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 村		産業建設課
16	<p><村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<p>相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。</p>	B	<p>農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。</p>	村	<p>林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)</p>	産業建設課
17	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>	C	<p>迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。</p>	村		産業建設課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】				
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における新型コロナ対策を含む感染症対策、下水道施設の機能確保等を推進する。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【感染症対策】								
1	<避難所における衛生環境の維持> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、村では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。	A	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。	県 村		総務課 住民生活課
2	<避難所における新型コロナ対策> 災害発生時に新型コロナ感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が各種研修や訓練を実施する。 また、感染症対策を配慮した避難所運営の物資（パーティション等）を備蓄するとともに、新しい生活様式に合わせた避難所運営を行う。		避難所での感染予防対策及び万が一感染者が発生した場合の対応についてのマニュアル整備、消毒剤及びマスク・フェイスシールド等を備蓄する必要がある。	A	災害発生時において、避難所の新型コロナウイルス感染症に対応するため、対応マニュアルの整備や資機材等の備蓄や、避難所の空調管理体制の強化を図る。	村		総務課 住民生活課 福祉健康課
3	<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。 また、感染症への意識向上のため、村民や関係者に対して教室等による普及啓発を実施している。		災害発生時における避難所の感染症対策に係る普及啓発等については、今後、起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。	A	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	県 村		総務課 住民生活課 福祉健康課
4	<予防接種の促進> 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。		接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。	B	県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図る。	県 村	麻しん・風しん予防接種率の向上 R1接種率 期 100.0% 期 100.0%	福祉健康課

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【下水道施設の機能確保】								
5	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	初掲	佐井地区が平成19年度に供用開始しており、耐用年数を超過した設備機器が増加し、今後の維持管理への不安や処理機能の低下が懸念される。	A	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	村	佐井村下水道ストックマネジメント計画に基づく改修実施計画達成率 0%【R2】 100%【R7】	産業建設課
6	<漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	初掲	牛滝地区（H9供用開始）、福浦地区（H13供用開始）、長後地区（H14供用開始）、磯谷地区（H17供用開始）があり、各施設において施設・施設内機器の老朽化が著しく、今後における維持機能の低下が懸念される。	A	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。	村	漁村整備事業（集落環境整備）事業計画の策定率 100%	産業建設課
7	<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。	初掲	災害時においては人的・物的どちらにおいても不足する可能性が高いことから、少ない参集人員で対応可能な業務継続計画の策定・見直しが必要とされる。	B	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	村	佐井村下水道事業業務継続計画の策定 100%【H28策定済】 随時見直し【R3】	産業建設課

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること								
リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、防災関連施設・公共施設・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、庁舎等における機能の確保、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【災害対応庁舎等における機能の確保】								
1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 村所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	1-1 再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、佐井村公共施設等総合管理計画に反映されている基礎資料を基に、単に「更新」、「修繕」にとどまらず、「継続」、「建替」、「転用」はもとより、更に踏み込んだ「統合」、「移設」、「民間委託」、「休止」、「廃止・解体」について、長寿命化等を計画的に最適化検討する必要がある。	C	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	村		総務課 産業建設課
2	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。	B	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	村		総務課
3	<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し公民館等を代替庁舎として検討している。		大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。	B	引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。	村		総務課
4	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	初掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。	B	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 村		総務課

リスクシナリオ 3 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】								
5	<p><県・村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 再掲	<p>県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	B	<p>災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 村		総務課
6	<p><行政情報通信基盤の耐災害性の強化></p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給している。</p>		<p>無停電電源装置及び庁舎発電機の持続時間を超える停電が発生した場合、業務が継続不可能。</p>	B	<p>停電時、庁舎発電機は継続時間が現在24時間なので、72時間継続できる発電機等の整備計画を進める。</p>	村		総務課
7	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを分散保管している。</p>		<p>行政システム及び情報システムの一部をクラウド化しているが、今後はデータセンターの運用や安全性等について、ベンダーと協議していく必要がある。</p>	B	<p>大規模災害時におけるさらなるデータセンターの安全性を確保するため、ベンダーと協議を続けていく。</p>	村		総務課
8	<p><業務継続計画の策定></p> <p>大規模な災害の発生により、役場機能が著しく低下する中であっても、速やかに災害対応業務を開始し、村民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して村民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画の策定を検討している。</p>		<p>災害発生時には、業務量が急激に増加し、膨大なものとなることから、優先的に実施すべき業務を適切かつ迅速に実施するため、業務継続計画の早期策定及び見直しをしていく必要がある。</p>	A	<p>災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、庁内各課における業務継続計画作成を進めていく。</p>	村		総務課
【災害対策本部等機能の強化】								
9	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	2-3 再掲	<p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>	B	<p>災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。</p>	村		総務課

リスクシナリオ 3 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【受援・連携体制の構築】								
10	<広域連携体制の構築> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		村においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことが無いため、相互応援に関する連絡・要請等の手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。	B	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。	県 村		総務課
11	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。	A	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	村		総務課
【総合防災訓練の推進】								
12	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 再掲	近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を行う必要がある。	B	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	村		総務課
13	<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	2-3 再掲	災害対策本部運営や防災関係機関との連携に関する図上訓練について検討・実施していく必要がある。 また、職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。	B	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	村		総務課

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること									
リスクシナリオ 3 2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止					【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、情報通信基盤の耐災害性の強化や電力の供給停止対策の整備等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	
【情報通信基盤の耐災害性の強化】									
1	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	C	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。	県 村		総務課	
2	<県・村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 再掲	県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	B	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 村		総務課	
3	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 再掲	近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	B	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	村		総務課	
【電力の供給停止対策】									
4	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	初掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	C	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 村		総務課	

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3 2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

リスクシナリオ 3 2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 より 再掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。	B	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 村		総務課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと								
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【企業における業務継続体制の強化】								
1	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、事業者BCPに関する国の施策の周知を行っている。また、佐井村商工会としてのBCP(令和3～7年度)は現在申請中である。	初掲	佐井村商工会としてはBCPは認定待ちであるが、災害時に経済活動が停滞することが無いよう、中小企業等の事業継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について、普及啓発していく必要がある。	C	県及び商工関係団体等と連携し、事業者BCPの必要性について普及啓発を図る。	県村		総合戦略課
【農林水産物の移出・流通対策】								
2	<農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農林水産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷・分荷ができなくなることを防ぐため、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。	C	農林水産物の集出荷体制を確保するため、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	村		産業建設課
【物流機能の維持・確保】								
3	<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定の締結を検討する。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との協定締結を進めていく必要がある。	B	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結を図る。	村		総務課 産業建設課
4	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者等と情報共有を図るほか、離島航路(青森・佐井航路)については、佐井村とむつ市で航路運航事業者(シライン株)の欠損に対し、補助を行っている。	初掲	佐井村防災計画では、災害発生時には佐井定期観光(株)、仏ヶ浦海上観光(株)、夢の海中号、シライン(株)の保有する5隻で被災者や物資等の輸送を行うが、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者と情報共有を図っていく必要がある。	B	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者等と一層の情報共有を図っていく。	県村		総合戦略課
【被災企業の金融支援】								
5	<被災企業への金融支援等> 青森県特別保証融資制度に「経営安定化サポート資金災害枠」があるものの、県との連携はしていなかった。		罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携する必要があると思われる。	B	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携し、信用保証料の補助をする。	村		総合戦略課

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【人材育成を通じた産業の体質強化】								
6	<人材育成を通じた産業の体質強化> 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、産直施設を中心とした地域経営の在り方について協議等を行い、経営基盤の維持・向上を図っている。		村内において、買い物が可能な場所は限られており、災害発生時に食料の確保といった時には十分な量を確保できないと思われる。特に冬場は野菜等の商品数は減り、平常時においても商品の確保に努める必要があると思われる。	A	地域として取り組むにあたり、土台となる人材の発掘、育成を行い、地域経営に対する気持ちの維持・向上のため定期的に話し合いの場を設ける。	県 村		産業建設課
【道路施設の防災対策】								
7	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
8	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
9	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
10	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【漁港の防災対策】								
11	<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 より再掲	村管理の4漁港の老朽化対策については、H30から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行う。	A	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	機能保全工事について、対策工事が必要な漁港 2漁港	産業建設課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと								
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、電力・ガス事業者との連携強化や石油燃料供給体制の構築、道路施設の防災対策の推進を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【エネルギー供給体制の強化】								
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-2 再掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	C	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 村		総務課
2	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、村、青森県石油商業組合下北支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 再掲	災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。	C	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 村		総務課
【企業における業務継続体制の強化】								
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、事業者BCPに関する国の施策の周知を行っている。また、佐井村商工会としてのBCP（令和3～7年度）は現在申請中である。	4-1 再掲	佐井村商工会としてはBCPは認定待ちであるが、災害時に経済活動が停滞することが無いよう、中小企業等の事業継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について、普及啓発していく必要がある。	C	県及び商工関係団体等と連携し、事業者BCPの必要性について普及啓発を図る。	県 村		総合戦略課
【道路施設の防災対策】								
4	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
6	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
7	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと								
リスクシナリオ 4 3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止					【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、漁港施設の防災対策の強化を図る。			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【道路施設の防災対策】								
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
3	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課
5	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	1-1 再掲	村内各地区での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線街路の整備を推進する必要がある。	B	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 村		産業建設課

リスクシナリオ 4 3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 （今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標 （参考値）	担当課
【漁港の防災対策】								
6	<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 より再掲	村管理の4漁港の老朽化対策については、H30から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行う。	A	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	機能保全工事について、対策工事が必要な漁港 2漁港	産業建設課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと								
リスクシナリオ 4 4 食料等の安定供給の停滞					【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 食料等の安定供給の停滞を防ぐため、食糧流通機能の維持・確保や地元食料品の生産・供給体制の強化を推進する。			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【被災農林漁業者の金融支援】								
1	<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。		被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。	C	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 村		産業建設課
【県産食料品の生産・供給体制の強化】								
2	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。	2-1 再掲	農業については、水稲、野菜、畑作物等の農業生産が行われており、災害発生時においても農産物の確保のため、生産体制の強化を図る必要がある。また、農地中間管理機構を活用した農地貸借によって荒廃農地の再生利用の取組を図る必要がある。 漁業については、急な水揚量の増加は見込めないことから、養殖業を取り組むことにより、供給の安定化を図る必要がある。	A	農業については、転作等により生産体制の強化と農地中間管理機構を活用した荒廃農地の再生利用を図る。 漁業については、養殖業等により水揚げ量の増加を図る。	村		産業建設課
3	<多様なニーズに対応した県産品づくり> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		消費者のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。	B	転作による補助等を紹介・活用し、農業生産の普及を促進する。 漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き関係機関等と連携しながら、PRを行う。	村		産業建設課
4	<県産食料品の供給を支える人づくり> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		後継者の育成や新規就農者及び新規就業者の掘り起こし等、労働力の確保が必要である。	B	農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	村		総合戦略課 産業建設課
5	<食料品製造業者の供給体制強化> 安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		基幹産業である水産業の成長のため、今後の生産性の向上を担う人材の育成を行う必要がある。	B	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、漁業に必要な技能・資格取得の方法等についての情報発信や、漁業就業希望者と漁業者との橋渡しを行う漁業就業支援事業に取り組む。	県 村		産業建設課

リスクシナリオ 4 4 食料等の安定供給の停滞								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
6	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>安定した農業生産を確保するため、平時から農業用水路の維持管理が必要である。</p> <p>また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>	A	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県 村	漁港施設の機能保全計画策定漁港 4 漁港	産業建設課

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること								
リスクシナリオ 5 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【エネルギー供給体制の強化】								
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-2 再掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	B	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 村		総務課
2	<避難所等への燃料供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、(一社)青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	2-1 再掲	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、(一社)青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。	C	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	村		総務課
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、事業者BCPに関する国の施策の周知を行っている。また、佐井村商工会としてのBCP(令和3～7年度)は現在申請中である。	4-1 再掲	佐井村商工会としてはBCPは認定待ちであるが、災害時に経済活動が停滞することが無いよう、中小企業等の事業継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について、普及啓発していく必要がある。	C	県及び商工関係団体等と連携し、事業者BCPの必要性について普及啓発を図る。	県 村		総合戦略課
4	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、村、青森県石油商業組合下北支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 再掲	災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。	C	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 村		総務課

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【再生可能エネルギーの導入促進】								
5	<再生可能エネルギーの導入> 現段階では、公共施設に太陽光発電システムなど再生可能エネルギーは導入していない。現在、エネルギーの地産地消に向け、自治体と民間企業が共同出資する形の「自治体新電力」への導入に向け準備している。		防災力・災害時の応急対応力強化の観点から、豊富な地域のエネルギー資源を活用した自給体制のシステムづくりへの取り組みが必要である。	C	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電等の普及啓発を図る。	村		総合戦略課
6	<電力系統の接続制約等の改善> 2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。		送電網が脆弱な状況となっていることから、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電網の充実強化を図る必要がある。	B	脆弱な送電網を解消するため、送電網の充実強化を引き続き国に要望する。	県 村		総合戦略課
【道路施設の防災対策】								
7	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
8	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
9	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
10	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5 2 上水道等の長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること								
リスクシナリオ 5 2 上水道等の長期間にわたる機能停止				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、応急復旧・給水体制の整備等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【水道施設の防災対策】								
1	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	2-1 より再掲	現状の水道管渠は、当時は耐震管であったが現在においては耐震管ではないことから、早期に改修計画を策定し改修する必要がある。	B	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	村	基幹管路の耐震化率0% (H2~6石綿管 VP入替・当時の耐震管)	産業建設課
2	<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材(応急復旧)の整備を図っている。	2-1 より再掲	災害時に水道施設や管路に被害が発生した場合、施設の速やかな復旧を図るため災害用資材の事前確保が必要である。	A	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急復旧)の更新を図る。	村	給水タンク(1m ³)2台 給水缶(20L)50個 給水バック(6L) 総務課 1,000枚 産業建設課 100枚	産業建設課
3	<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画(BCP)を策定し、毎年度見直しを行っている。		災害時における水道の安定供給のためには、水道事業者の限られた人員だけでは限界があることから、県・県内水道事業者・村内水道事業者との相互協力を明記した事業継続計画を策定する必要がある。	A	引き続き、事業継続計画(BCP)の見直しを行う。	村	危機管理マニュアル【H21.4策定】 【R3.3改訂予定】	産業建設課

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること								
リスクシナリオ 5 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策の推進や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【下水道施設の機能確保】								
1	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	2-7 より再掲	佐井地区が平成19年度に供用開始しており、耐用年数を超過した設備機器が増加し、今後の維持管理への不安や処理機能の低下が懸念される。	A	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	村	佐井村下水道ストックマネジメント計画に基づく改修実施計画達成率 0%【R2】 100%【R7】	産業建設課
2	<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。	2-7 より再掲	災害時においては人的・物的どちらにおいても不足する可能性が高いことから、少ない参集人員で対応可能な業務継続計画の策定・見直しが必要とされる。	B	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	村	佐井村下水道事業業務継続計画の策定 100%【H28策定済】 随時見直し【R3】	産業建設課
3	<漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	2-7 より再掲	牛滝地区（H9供用開始）、福浦地区（H13供用開始）、長後地区（H14供用開始）、磯谷地区（H17供用開始）があり、各施設において施設・施設内機器の老朽化が著しく、今後における維持機能の低下が懸念される。	A	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。	村	漁村整備事業（集落環境整備）事業計画の策定率 100%【R2】	産業建設課
4	<漁業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画を策定している。		災害時においては人的・物的どちらにおいても不足する可能性が高いことから、少ない参集人員で対応可能な業務継続計画の策定・見直しが必要とされる。	B	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	村	佐井村下水道事業業務継続計画の策定 100%【H28策定済】 随時見直し【R3】	産業建設課
5	<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		災害発生時のトイレ利用については避難所等に設置されているトイレの活用が主となっていることから、現状において仮設避難所を設置した場合における仮設トイレの確保が出来ない状態である。	B	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	村	マンホールトイレ（マンホール設置式トイレ）の整備率 0%【R2】 100%【R12】	産業建設課

リスクシナリオ 5 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【合併処理浄化槽への転換の促進】								
6	<p><合併処理浄化槽への転換の促進></p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅（新築は除く。）を対象に、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報やホームページにより当該制度の周知に努めている。</p>		依然として下水道区域外における汲み取り・単独浄化槽の割合が高いことから、災害発生時に備えた合併浄化槽への転換促進が必要である。	A	<p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p> <p>また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。</p>	村	<p>汲み取り・単独浄化槽から合併浄化槽へ転換に対する費用補助（1件あたり20万円）</p> <p>1件/年【R2～7】</p>	産業建設課

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること								
リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【道路施設の防災対策】								
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課
3	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課
【公共交通・広域交通の機能確保】								
5	<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。		災害発生時における公共交通の安定供給確保のため、バス運行事業者に加え、その他関係機関との連携体制を確保する必要がある。	B	災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。	村		総合戦略課

リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
6	<p><地域公共交通の確保></p> <p>地域公共交通の維持・活性化を図るため、連携事業として地域公共交通網形成計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、各リーディングプロジェクト(優先的に実施する施策)を実施している。</p>		<p>大規模災害では、交通基盤が大きな被害を受けることが予想されることから、被災者の生活を支えるうえで交通サービスの確保が必要となることから、平時から地域公共交通の維持・確保をしていくとともに、公共交通空白地域への対策を講じていく必要がある。</p>	B	<p>大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、バス事業者やその他関係機関、近隣市町村と連携を図り、公共交通マネジメントの展開を進めていく。また、移動手段確保に係る住民ニーズを把握し、公共交通空白地域を支える地域内交通の体制構築に向けた取り組みも検討していく。</p>	村	<p>下北交通圏【路線バス】 佐井むつ線 1日7往復</p>	総合戦略課
【路線バスの運行体制】								
7	<p><路線バスの運行体制の維持></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損に対する補助を行っている。</p>		<p>災害発生時における人員輸送について、バス等交通事業者や県など関係機関との連携体制が構築されていないことから、対応等を含め検討していく必要がある。</p>	B	<p>引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。</p>	県 村		総合戦略課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと								
リスクシナリオ 6.1 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成による危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【ため池等の防災対策】								
1	<ため池の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	1-1 再掲	村にあるため池(1箇所)については、現在農業用としての利用はない。ため池下流に国道や人家があり、地域防災上のリスクを伴うため、廃止する方向である。	A	青森県ため池安全・安心力アップ注記プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 村		産業建設課
2	<ため池の防災対策> ため池管理者が管理しているため池について、将来、廃止したい旨を確認。村としては定期的に点検等を実施している。	1-3 再掲	村にあるため池(1箇所)については、現在農業用としての利用はない。ため池下流に国道や人家があり、地域防災上のリスクを伴うため、廃止する方向である。	A	ため池管理者が管理しているため池について、青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、将来、廃止するため、県と連携を図りながら今後必要となる対策を講じるが、村としては引き続き、定期的な点検等を継続し防災対策に努める。	村		産業建設課
3	<ため池ハザードマップの作成> 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ため池ハザードマップの整備を推進する。		下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップの作成を進めているが、作成していないため池もある。	C	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行う。	村	防災重点ため池(1カ所)について、ハザードマップ作成済	産業建設課
【防災施設の機能維持】								
4	<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	1-4 再掲	砂防未指定区域があることから、県へ要望し新規の砂防区域指定を目指す必要がある。また、砂防関係施設の整備を継続的に実施していく必要がある。	C	災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県 村		産業建設課
5	<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	1-4 再掲	砂防関係施設の機能及び性能を維持・確保するため、県と連携し計画的に点検・評価を実施し、長寿命化対策を図る必要がある。	C	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県 村		産業建設課

リスクシナリオ 6 1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
6	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	1-4 より 再掲	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩落防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>	C	<p>荒地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県 村		産業建設課
7	<p><河道閉塞等による住民避難のための情報提供></p> <p>河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、村が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を村へ提供することとしている。</p>		<p>河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、村が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供していく必要がある。</p>	C	<p>災害監視体制の強化、災害発生前後の確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。</p>	国 県 村		産業建設課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと								
リスクシナリオ 6.2 有害物質の大規模流出・拡散				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【有害物質の流出・拡散防止対策】								
1	<p><有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p> <p>消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。</p>		<p>災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出・拡散が起こらないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。</p>	C	<p>災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。</p>	村		総務課
2	<p><有害な産業廃棄物の流出等防止対策></p> <p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>		<p>有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。</p> <p>また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>	C	<p>災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備するとともに、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発を進める。</p>	県 村		住民生活課
3	<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	初掲	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散する恐れがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>	B	<p>災害発生時における大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。</p>	県 村		住民生活課
【坑廃水処理関係施設の稼働の継続】								
4	<p><坑廃水処理関係施設の稼働の継続></p> <p>地域住民の健康保護や生活環境の保全のため、休廃止鉱山等から排出されている強酸性の坑廃水について排水基準以下となるよう、関係施設を整備し、必要な処理を行っている。</p>		<p>未処理の強酸性の坑廃水が流出した場合は、地域住民の健康や生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、坑廃水処理関係施設が稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。</p>	C	<p>強酸性の坑廃水の流出を未然に防止していくため、引き続き、定期的に現場調査を行うとともに、国の休廃止鉱山鉱害防止等補助金を活用し、坑廃水処理関係施設の稼働の継続を図る。</p>	県 村		総務課 産業建設課

リスクシナリオ 6.2 有害物質の大規模流出・拡散								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【有害物質流出時の処理体制の構築】								
5	<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるような県と連携した連絡体制づくりが必要がある。	C	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 村		産業建設課
6	<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出勤し、対応している。		有害物質が大規模に流出した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。	C	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	村		総務課 産業建設課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと								
リスクシナリオ 6.3 原子力施設からの放射性物質の放出生				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、国・事業者が責任をもって施設の安全性確保に取り組むことはもとより、村としてもさらなる安全性確保について求めていく。 また、万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画（原子力編）、避難計画等の見直し、防災訓練の実施など、防災対策の充実・強化を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【原子力施設からの放射性物質の放出】								
1	<原子力施設の安全対策> 県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子力施設について、立地市町村とともに事業者と安全協定を締結して、環境の監視や立入調査等を行っている。		大間町に建設中の原子力発電施設について、新規制基準への適合性はもとより、さらなる安全性を向上していく必要がある。	C	新規制基準への適合性はもとより、安全強化対策を着実に進めていく必要がある。	県村		総合戦略課
2	<原子力災害時の防災対策> 原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目節目において検証を行っている。		防災訓練等を通じた広域避難などの実効性の検証が必要である。特に広域避難において、避難道が限定されることからさらなる対策が必要である。	C	防災訓練等を通じた関係機関との連携強化や住民の広域避難などの検証をするとともに、避難道の複数化などさらなる防災体制の充実・強化を図る。	県村		総合戦略課
3	<原子力施設の安全性検証> 原子力災害対策については、情報収集、情報伝達、住民等の避難等、一般的な災害対策（地震・津波や風水害等）との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応によることとしている。		防災訓練等を通じた一般的な災害対策との共通性又は類似性の検証および施設と一般的な災害との複合型災害のケースの検証が必要である。	C	防災訓練等を通じた一般的な災害対策との共通性又は類似性の検証および施設と一般的な災害との複合型災害を想定した検証を行い、安全性の充実・強化を図る。	県村		総合戦略課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと								
リスクシナリオ 6 4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、農業水産施設等の老朽化対策等を実施する。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【荒廃農地の発生防止・利用促進】								
1	<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手の農地の集積・集約化の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。	A	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 村		産業建設課
2	<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業基盤の整備を推進していく必要がある。	A	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。	県 村		産業建設課
【森林資源の適切な保全管理】								
3	<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、効率的な施策による適切な森林環境の整備が必要である。	A	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施策の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 村		産業建設課
4	<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林整備の必要性など普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。	A	森林整備事業等の推進に向けて、説明会等を行いつつ、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	県 村		産業建設課

リスクシナリオ 6 4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【農山村地域における防災対策】								
5	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	1-4 より 再掲	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的な点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩落防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>	C	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県 村		産業建設課
【農林水産業の生産基盤の防災対策】								
6	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	4-4 より 再掲	<p>安定した農業生産を確保するため、平時から農業用水路の維持管理が必要である。</p> <p>また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>	A	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県 村	漁港施設の機能保全計画策定漁港 4 漁港	産業建設課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと								
リスクシナリオ 6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【風評被害の発生防止】								
1	<風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。		災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。	C	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	県 村		産業建設課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること								
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定や、関係機関・団体との連携強化等による処理体制の構築を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【災害廃棄物の処理体制の構築】								
1	<災害廃棄物処理計画の策定> 災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、村が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画や佐井村地域防災計画などとの整合性を図りつつ、災害時に円滑な処理を実施できるよう体制の整備や処理方法について検討・見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。	A	災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進める。	村	佐井村災害廃棄物処理計画の策定内容検討中【R2】 策定予定【R4】	住民生活課
2	<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。		広域処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、平時から関係市町村や関係団体、関係機関との連携を図る必要がある。	B	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	村	関係団体と災害協定を締結予定【R4】	住民生活課
3	<家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策> 災害発生時におけるごみの収集及び運搬については、収集車両及び作業員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬することとしており、そのための体制を整えている。		災害発生時に、家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、平時の備えとして、関係事業者や関係団体との連携を推進する必要がある。	B	災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。	村	関係団体と災害協定を締結予定【R4】	住民生活課
4	<農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。		災害発生時においても、被災農林水産業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に関する情報を共有し、県、関係団体の連携を推進する必要がある。	B	災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするため、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。	村	関係団体と災害協定を締結予定【R4】	住民生活課
5	<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	6-2 再掲	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散する恐れがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。	B	災害発生時における大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県 村		住民生活課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること								
リスクシナリオ 7 2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに人材の育成等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【防災ボランティア受入体制の構築】								
1	<防災ボランティア受入体制の構築> 防災ボランティアのスムーズな受入のため、年1回研修会を実施するとともに、ボランティアセンターの開設、運営訓練を実施している。		災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、災害ボランティアセンターの開設、運営を行う社会福祉協議会等関係機関とのさらなる連携協力体制を構築する必要がある。	B	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、防災訓練において、防災ボランティアセンターの開設、運営訓練を「運営マニュアル」をもとに実施し、適宜見直しを行う。	村		総務課
2	<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、県社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。		災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、災害ボランティア及び調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。	B	県社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	県 村		総務課
【技術職員等の確保】								
3	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。	A	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	村		総務課
【農林水産業の担い手の育成・確保】								
4	<農林水産業の担い手育成・確保> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		人口減少に伴い農業従事者も確実に減少、担い手も不足している。平時から担い手不足解消のため、後継者の育成や新規参入の推進を図る必要がある。	C	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。村内だけに限らず、幅広く受け入れできるよう対策を講じる。	村		産業建設課

リスクシナリオ 7.2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【地域防災力の向上】								
5	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より再掲	自主防災組織の組織率は令和2年4月現在で100%であり、今後も維持継続していく。	C	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施していく。	県村		総務課
6	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	B	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県村		総務課
7	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県村		総務課
【防災人材育成】								
8	<被害認定調査等の体制確保> 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催している。		被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時から的確に周知するとともに、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。	C	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会に参加していく。	県村		総務課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること								
リスクシナリオ 7.3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や消防団の充実等を図る。				
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
【応急仮設住宅の確保等】								
1	<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の標準設計を作成している。		応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。	B	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。	県 村		総務課 産業建設課
【地域コミュニティ力の強化】								
2	<地域防災力の向上・コミュニティ再生> 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開催している。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。	B	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	県 村		総務課
3	<地域コミュニティ力の強化> 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。		少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、自助・共助の中心となる町内会や地区会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。	B	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、コミュニティ活動推進事業(組織に対する助成金、集会施設の建設、維持管理の補助、町内会加入促進のためのPR活動)、集会施設修繕事業、住民自治推進事業に取り組む。	村		総務課
4	<農山漁村の活性化> 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。	C	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。	県 村		産業建設課

リスクシナリオ 7.3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
5	<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。		今後、少子高齢化や人口流出に伴い地域コミュニティを支える人材が高齢化し、後継者不足になることも懸念されるため、将来的に地域コミュニティを支える後継者を確保するとともに、リーダーの育成に取り組んでいく必要がある。	B	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域コミュニティをけん引するリーダーの育成に取り組む。	村		総務課
6	<地域を支えるリーダーの育成> チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなどの取組を実施している。		地域コミュニティ維持・活性化のためには、高齢化がすすんでいる中、若手リーダーの育成や、人材のスキルをあげていく取り組みが必要である。	B	地域コミュニティの維持・活性化を担う若手リーダーや人材を育てるため、研修会等の開催や、国や県等の研修会等に参加させていく。	県 村		総務課
7	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	B	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村		総務課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること					【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、道路施設の防災対策、代替交通手段の確保等の整備を推進する。				
リスクシナリオ 7 4 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態									
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	
【道路施設の防災対策】									
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	脆弱性を有する箇所が多く、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	B	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村		産業建設課	
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、脆弱性を有する箇所が多いため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	B	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村		産業建設課	
3	<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	相当な年数を経過し老朽化が進んでいる農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を講じる必要がある。	B	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	林道橋梁長寿命化修繕計画 (林道橋：1橋)	産業建設課	
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	C	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	村		産業建設課	
【代替交通・輸送手段の確保】									
5	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	1-5 再掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図る必要がある。	B	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 村		総務課	

リスクシナリオ 7 4 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課
6	<代替輸送手段の確保> 海に面する当村の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るための水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。	2-2 より 再掲	村管理の4漁港の老朽化対策については、H30から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行う。	A	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。	県 村	機能保全工事について、対策工事が必要な漁港 2漁港	産業建設課
【物流機能の維持・確保】								
7	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者等と情報共有を図るほか、離島航路(青森・佐井航路)については、佐井村とむつ市で航路運航事業者(シライン㈱)の欠損に対し、補助を行っている。	4-1 より 再掲	佐井村防災計画では、災害発生時には佐井定期観光(株)、仏ヶ浦海上観光(株)、夢の海中号、シライン(株)の保有する5隻で被災者や物資等の輸送を行うが、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者と情報共有を図っていく必要がある。	B	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者等と一層の情報共有を図っていく。	県 村		総務課 総合戦略課